

川崎市上下水道局委託業務検査実施要領

(平成20年7月31日20川水総契第206号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市上下水道局委託業務検査規程（平成18年水道局規程第7号。以下「委託検査規程」という。）その他法令に定めるもののほか、上下水道局において発注する委託業務（以下「委託」という。）の検査を適正かつ効率的に実施するために、必要事項を定めるものとする。

(検査員の指名基準等)

第2条 委託検査規程第5条第1項ただし書に規定する委託担当課長が検査担当課長となる委託である場合の検査員には、委託担当課に所属する係長級以上の職員（上下水道事業管理者が指定する担当係長を除く。）を指名するものとする。ただし、検査担当課長が特に認めた場合は、その限りでない。

2 委託検査規程第5条第2項に規定する検査員には、当該委託担当課以外の課等の係長級以上の技術職員（上下水道事業管理者が指定する担当係長を除く。）を指名するものとする。

3 委託検査規程第5条第3項ただし書及び第6条第2項ただし書に規定する上下水道事業管理者が特に必要があると認めたときとは、次の各号のいずれかに該当する検査を行う場合とするものとする。

(1) 災害その他異常な事態の発生によって、検査を行う履行場所への交通が著しく困難なため、監督員又は監督の職務を委任された者以外の者により行うことが著しく困難な検査

(2) 検査に特別の技術を要するため、監督員又は監督の職務を委任された者以外の者により行うことが著しく困難な検査

(検査の中止)

第3条 委託検査規程第10条に規定する適正な検査ができないと認められる

ときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受託者が検査の執行を妨害したとき
- (2) 委託の履行状況等が契約書、図面、仕様書その他関係書類と著しく相違しているとき又は委託の履行結果等に重大な欠陥を発見したとき
- (3) 前2号に定めるもののほか中止せざるを得ない状況が生じたとき
(委託の契約解除に伴う検査)

第4条 委託の契約が解除された場合において、引渡しを受けられる部分がある場合は既済部分検査に準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日22川水総契第2号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日25川上総管第2982号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。